

#### 第4回千葉県指定廃棄物処理促進市町村長会議

平成26年4月17日（木）

事務局：それでは定刻となりましたので、これから第4回千葉県指定廃棄物処理促進市町村長会議を開催いたします。本日、事務局を勤めさせていただきます、環境省廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チームの高澤でございます。よろしくお願い申し上げます。それでは、開会に当たりまして、井上環境副大臣よりご挨拶を申し上げます。

井上副大臣：環境副大臣の井上信治でございます。本日、お忙しいところ、この第4回の指定廃棄物市町村長会議にご出席をいただきまして、感謝を申し上げます。

さて、千葉県におきましては、とりわけ東葛地域における指定廃棄物の保管が大変逼迫をしており、一次保管場所の確保・管理にも多大なご苦勞をおかけしておりますことを申しわけなく思っております。環境省といたしましては、県内に安全な最終処分場を確保することによって、一刻も早く周辺住民の方々のご不安・ご懸念を払拭しなければならない点を痛感しております。前回の市町村長会議におきましては、国有地に限らず、幅広く県内の最適地を選定対象とすること、あるいは、県の指導要綱に配慮をしてほしいなどのご意見をいただきました。今回の会議では、皆様方のご意見を踏まえ、千葉県特有の事情も考慮をして、千葉県版の選定手法、提示方法などの案を作成してまいりましたので、説明をさせていただきます。これは今後千葉県において、詳細調査を行う候補地の選定作業を進めるための大変重要な基準となります。

一方で、他県の状況になりますけれども、宮城県では、本年1月20日に詳細調査の候補地を3カ所提示させていただいており、栃木県では、昨年12月に選定手法を確定し、現在選定作業を進めているところです。

千葉県におきましても、本日千葉県版の選定手法、提示方法などを確定できるように、ぜひ建設的なご意見を賜り、議論していただきますようお願いを申し上げます。

また、これまでの市町村長会議でも皆様方から風評被害対策などについて強いご要望をいただいております。環境省といたしましては、周辺地域の振興や風評被害対策を目的として、平成26年度予算として、5県合計で、50億円を確保したことをこの場でお伝えをいたします。

今後とも、市町村長の皆様方、また千葉県の協力を得ながら選定作業をできるだけ早い

でまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

事務局：それでは続きまして、森田千葉県知事からご挨拶をお願いいたします。

森田知事：着席にて失礼をさせていただきます。

本日は、井上副大臣、浮島政務官にお越しいただき、第4回目となる千葉県指定廃棄物処理促進市町村長会議を開催していただき、誠にありがとうございます。市町村長の皆様におかれましても、年度の初めの大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

東日本大震災から3年がたちました。この間、県では、震災から力強く再生する千葉県、災害に強く安心して暮らせる千葉県の実現に向けて、全力で取り組んでまいりました。県内に保管されている指定廃棄物についても一日も早く安全に処理することが必要である。そのためにも国において、ぜひとも早期に最終処分場を設置していただきたいと考えているところでございます。

本日は、千葉県における候補地の選定手法が議題となっております。これまで私からは、共助の精神でこの問題の解決に向けて取り組んでいただくよう皆様にもお願いしてきたところでございます。県といたしましても、引き続き最終処分場の早期確保に向けて、できる限りのご協力をしてまいりますので、市町村長の皆様におかれましても是非ともご協力をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

事務局：ここで本日の出席者をご紹介します。まず千葉県からは、ただいまご挨拶いただきました森田県知事を始め、諸橋副知事、中島環境生活部長にご出席いただいております。

次に環境省でございますが、井上環境副大臣でございます。

井上副大臣：よろしくお願ひいたします。

事務局：浮島環境大臣政務官でございます。

浮島政務官：よろしくお願ひします。

事務局：梶原廃棄物・リサイクル対策部長でございます。

梶原部長：よろしくお願い申し上げます。

事務局：また、指定廃棄物等への取組みを強化すべく、この4月より環境省内に新たに放射性物質汚染廃棄物対策本部を立ち上げました。対策本部長の室石でございます。

室石本部長：よろしくお願いいたします。

事務局：それでは続きまして、本日の配付資料の確認をさせていただきます。お手元に議事次第を1番上に付けておりますけれども、配付資料の一覧を付けておりますので、それをご参照いただければと思います。一番上が議事次第でございます、その次が出席者名簿、その次が座席表でございます。資料1が各市町村長からのご意見等とその対応の方向性について、資料2が選定手順・提示方法等の案の概要版でございます。続きまして資料の別紙といたしまして、処分場候補地の選定手法・提示方法等の案でございます。資料3が1枚ものでございまして、候補地の選定手法のポイントということでございます。最後に、資料4、地域振興策及び風評被害対策の概要について、ということでございます。

本日の資料は以上でございますが、不足等ありましたら、事務局のほうまで申し出いただければと思います。

本日ご出席していただいております各市町村長の皆様のお名前につきましては、お配りしている名簿に記載がございますので、大変恐縮ではございますが、時間の関係上、改めの紹介は割愛させていただきますので、ご容赦願います。

なお、本日の会議はマスコミも同席可能としております。ここでマスコミの方々をお願いでございますが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、恐れ入りますがカメラはご退出をお願いいたします。また取材につきましては、会議の円滑な進行にご協力をお願い申し上げます。それではカメラのほうは退出をお願いいたします。

本日の会議は、16時半までを予定しております。円滑な進行にご協力いただきますようお願いいたします。

これからの議事進行につきましては、浮島政務官が努めさせていただきます。

それでは、浮島政務官、よろしく願いいたします。

#### ■資料 1、2、3、4 について説明

浮島政務官：皆様、本日はお忙しい中お集まりいただき、本当にありがとうございます。心から感謝申し上げます。

それでは、私が本日の会議の進行を努めさせていただきますので、どうか最後までよろしく願いいたします。それでは、座らせていただき、議事を進行させていただきたいと思えます。

本日は議事次第にもありますとおり、千葉県における指定廃棄物の処分場の候補地の選定手法・提示方法等についてご議論をいただきたいと思えます。前回 1 月 9 日の市町村長会議におきまして、千葉県における選定手法・提示方法等の案を環境省において作成し、ご議論いただくこととなっておりますので、本日、資料 2 としてご用意をいたしております。

まず初めに、環境省のほうから、本日の資料 1 から 4 をまとめてご説明をさせていただきます、その後、ご意見を伺いたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは資料のほうの説明をお願いします。

梶原部長：環境省廃棄物・リサイクル対策部長の梶原でございます。大変恐縮でございますが、座って資料の説明をさせていただければと思っております。

まず資料 1 でございます。これは、前回終了後にいただいた意見に加え、これまでこの席でいただいたご意見、あるいはそれ以前にもいただいたご意見の中で、特に選定手法等について密接に関係のあるものについて、私どもの考え方をまとめさせていただいてるところでございます。

まず 1 ページ目でございます。1 ページ目は、例えば、福島県で帰還困難区域等がありますので、そういうところで処理をすることを考えたかどうか、といったようなこと、あるいは製造物責任というものがあるのではないかとといったようなご指摘でございます。これにつきましては、下のほう、私どもの考え方でございますけれども、これまで県内、それぞれの 8,000 ベクレル超の指定廃棄物が検出されているような地域につきましては、県内処理をお願いしているわけでございますけれども、この県内処理の方針は特措法に基

づきます基本方針の中で定めているわけでございます。福島県においても、まず県内の指定廃棄物の処理施設の確保につきましては、まだ各地元の市町村にお願いをしている段階でございます、確保されているわけではございません。それと他の県での市町村長会議の席におきまして、一部の市町村長の方々から、やはり福島県に持って行ったらどうかといったようなご意見を賜ったところでございます。そういうことを受けまして、昨年改めて福島県にこの点についての申し入れ、あるいは協議というものをいたしております。その中で、福島県からは、特措法よりその基本方針に基づいて国の責任でそれぞれの県内で処理をするようにといったようなお考えを承っているところでございます。今後、福島県に処理を求めるといことでありますれば、福島県におきます除染あるいは廃棄物処理という形に重大な支障を及ぼすだけではなく、福島県の復興にも大きな悪影響が出るということになるかと思っております。引き続き環境省といたしましては、国といたしましては、それぞれの県の中で、最終処分を進めて行くことが効率的かつ早期の対策に、処理につながるのではないかとこのように考えさせていただいております。また、製造物責任につきましては、いわゆる製造物の欠陥によりまして人の健康あるいは身体・財産等に被害が及んだ場合において損害賠償の責任を定めたものでございます。原子炉等につきましては、いわゆる原賠法というものが適用されて、原子力事業者に賠償責任があるということになってございます。そういう意味では、製造物責任法の規定は適用されないという整理になっております。今回の指定廃棄物の最終処分をするという事業につきましても、国として責任を持って事業をやらせていただくということではございますけれども、この原賠法の規定により、原子力事業者が賠償するものとして東京電力に対して求償するというようにしております。

1 ページをおめくりいただきまして、処分場を1カ所に集約すると、風評被害を含めて負担が大きいので分散設置をすべきではないか、といったようなご意見を賜っているところでございます。私ども環境省といたしましては、県内1カ所で集約をして最終処分場を設置することが、安全な管理という意味においても、また用地確保といったような観点からも適当であるというふうに考えております。県内の1カ所に集約して最終処分場を設置することで進めさせていただければと思っております。

それと、もう1枚おめくりいただきまして、早期にスケジュールを示してほしいと、あるいは従来のスケジュールに遅れることがないように整備をしてほしいというご意見を賜っております。早期に整備をすることが重要であると、極めて重要であると私も認識して

おります。その一方で、選定手法の確定のためには、地域の実情やあるいは地域のご意向を踏まえながらやっていくことも重要だというふうに思っております。今回、選定手法の考え方を改めてご説明申し上げ、その上でこれを確定した上で、早期の整備が図れるよう、この選定作業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

右のページでございます。国有地あるいは国有林に限定せず、県有地あるいは民有地も含めて対象にする、県下から幅広く選定をすべきであるといったようなご意見をいただいております。今回、前回そのようなご指摘を賜ったということ踏まえて、国有地に限定せず広く県内を対象として選定をするという案をお示しをしたいと思っております。

次のページでございます。具体的に、例えば、16ページでございますと、住宅や店舗からの距離はしっかりととるべきであると。あるいは、7ページにいきますと、自然公園の地域は除くべきである、あるいは市町村が独自に設定している部分も除くべきである、更には、8ページには、廃棄物処理施設周辺は候補地から除外をすべきであるといったようなご意見がございます。これらにつきましても、前回の市町村長会議で、県の指導要綱を踏まえて選定をしていただきたいというご意見を賜っております。その中身に沿って、こういったことは対応させていただいている案を後ほどご説明を申し上げたいと思います。

9ページには、地域を特定をしていない、いわゆる市の指定という形になっている天然記念物等がある場合については、これを除外をしていただきたい、あるいはこの次のページで、液状化、更には観光、これが11ページでございます。こういった点につきまして、まず地域を選定をするということでございますので、地域が特定をされていない市の保存ということ、市の指定ということにつきましては、なかなか対応が難しんではないかというふうに考えております。液状化につきましては、有識者会議のご意見も賜っておりますけれども、地盤改造等の対策により対応ができるのではないかとこのように考えております。また観光地につきましても、これまでこの市町村長会議のご意見がなかったということもございまして、今回対象としておらないところであります。

12ページをご覧になっていただきたいと思っております。いわゆる指定廃棄物の保管状況をどういう形で考慮するのかといったようなことでございます。これにつきましては、最も高い重み付けにすべきである、あるいは保管がないような市町村での設置は理解が得られない。あるいは多く保管しているそれぞれの地域内での処理を前提として検討すべきであると。あるいはそういったような意見がある一方で、こういったような項目については削

除すべきである、あるいはゼロにすべきだという意見、あるいはその間と申しますか、保管量に応じた重み付けを実施すべきといったようなご意見もございます。私どもとしましては、全般的にはこの項目を重視すべきであるといったようなご意見のほうが多いというふうに感じておりまして、基本的な考え方であります生活空間との距離、あるいは水源との距離、自然度とともに均等に評価をしてまいりたい、というふうに考えているところでございます。

13ページでございます。これは、自然度に関する意見でございます。自然度、当然ながら開発が進んでいるところについては、自然度が低いという評価になります。こういったような所については、例えば道路工事でありますとか、市街地という区分を除外対象にするか、ゼロにすべきである、評価を低くすべきである、といったようなご意見をいただいております。これにつきましても後程ご説明申し上げますけれども、民有地を含めて広く県の全体を対象とする場合、建物がある場合とか、優良な農用地がある場合、これは除外するということになってございます。そういう観点からも、幾つか複数の視点から、選んでいく訳でございますけれども、自然度という視点からは、こういう評価をさせていただきますが、それ以外の尺度、物差しでは、このご懸念についてはしっかり対応できていると考えているところでございます。

それと水道水源についてでございます。水道水源については極めて重要なご指摘だと考えてございます。そのため、今回計画をしている施設につきましては、これまでもご説明申し上げたところでございますけれども、水を全く排出しない遮断型の構造、これで十分に地震等の対応ができる構造のものを考えているところでございます。またそれに加えて、水源地からの距離というものも安心の観点から評価をすることになっております。決して水道水源を重要視をしてないということではなく、むしろ重要視をした対応をさせていただいているということでございます。ご理解を賜ればと思っております。

あと、提示方法についてのご意見もいただいております。この場での会議はプロセスの説明ということにし、実際特定の地域が、候補地が出てきましたら、その市町村と直接やっていただきたいという話でございます。私ども、詳細調査を実施する候補地を1カ所選定をし、提示をさせていただきたいと考えております。その際には、所在する市町村に対して、候補地の選定経緯等を含めて、丁寧にさせていただきたいと思っております。更に、この提示の方法として、可能であれば、広く皆様方にご説明申し上げながらやらせていただきたいということで、この場をお借りすることも検討の一つにしているところでござ

ございますけれども、この市町村長会議の運営につきましては、県ともご相談をさせていただいて、決めさせていただければと思っている次第でございます。

それでは資料2、横書きのパワーポイントで、今回ご説明を申し上げる選定方法・提示方法について、ご説明を申し上げたいと思います。

1 ページおめくりいただきまして2 ページでございます。本日第4回の市町村長会議を開催させていただいております。前回第3回におきましては、これまで有識者会議等でご議論していただきました5県共通のやり方についてご説明を申し上げたところでございます。

下で3 ページでございます。今回第4回の市町村長会議では、これまでのご議論に加えて、千葉県の地域特性を配慮した形で提案をさせていただいておるつもりでございます。本日の議論を経て、決定をし、その後、安全性の確保ができるような地域を抽出し、地域特性に配慮すべき事項を尊重した地域を更にこれから絞り込んで、必要な面積を確保した土地の抽出をいたしまして、更には安心等地域の理解がより得られやすいという観点から、4項目の指標を用いてさらに絞り込んでいきたいと思っております。その作業に数カ月かかると想定をしております。その上で、左側の黒い四角でございますが、候補地の1カ所を提示をさせていただきたいと、これで今後詳細調査に入り、最終的な候補地の策定をさせていただきたいとこういったような流れを考えてる次第でございます。

ページをおめくりいただきまして、5 ページでございます。これについては、前回ご説明を申し上げましたものと同じでございますけれども、まず適切な構造の施設の建設をし、国が長期にわたりまして維持管理をさせていただくということでございますけれども、この上で、自然災害のおそれがある地域を除外、あるいは貴重な自然環境の保全や史跡・名勝・天然記念物の保護に関するところを除外をするということで、例えば下にあります地すべり、斜面崩壊、土石流、洪水、雪崩、地震、津波といったようなものを除く、あるいは自然公園の特別地域、普通地域、自然環境保全等の特別地域、あるいは史跡・名勝・天然記念物の阻害するものを除くと、これも前回説明させていただいたところでございます。

ページをおめくりいただきまして、6 ページでございます。ここからが、前回ご提示させていただいたものと大きく変わる点でございます。まず、6 ページの真ん中でございますが、対象とする土地といたしまして、県内全域の利用可能な土地を対象にする、ということで案を持ってまいっております。これには、国有地以外にも県有地、またその他の、ということで民有地も対象にして考えるということでございます。それともう1点、大き



な違いといたしまして、千葉県のご指導要綱に基づく設置基準を最大限尊重するという  
ことでございます。これは、6ページの一冊下のほうにちょっと小さく書いてお  
りますけれども、千葉県のご廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関するご  
指導要綱に基づきまして、立地等に関する基準というものを設けてお  
られます。これを最大限に尊重して進めていきたいというふう  
に考えております。

それでは具体的にどのようにするかということが、7ページ以降にあり  
ます。まず、利用可能な国有地に加え、利用可能な県有地並びに民有地等  
を対象とするということでございます。1、2、3ということござ  
います。特に利用可能な民有地につきましては、民間の方々  
が保有され、民間の方々が使っておられる土地でございます。したが  
りまして、予め正確に利用可能性があるのかどうかといったような判断は、  
非常に難しいわけでございますけれども、以下のような地区については、  
千葉県のご要綱を参照しまして、対象から除外をしたい、というふう  
に考えてございます。一つは、建物から50メートル以内のエリア、  
あるいは学校、保健所、病院、診療所、図書館、特別老人ホーム等  
に係ります土地から100メートル以内のエリア、都市計画法に  
基づく住居系の用途地域あるいは商業系の用途地域に該当する  
エリア、農振法に基づきます農用地区域に該当するエリア、また公  
の利用等によって利用の可能性が乏しいと考えられます空港、  
道路、鉄道、河川区域等についても除く、というふう  
に考えてございます。

ページをめくっていただきまして、更に立地等に関する基準におきま  
しては、自然環境・風地の保全、あるいは最終処分場の集積をしない、  
させない、といったような観点からの基準がござ  
います。そういったものも配慮しまして、以下のエリアを除外  
をしたいというふうに考えています。まず自然環境・風地保全  
という観点からは、緑地保全地域、首都圏近郊緑地保全  
区域、首都圏近郊緑地保全区域特別保全地区、風地地区、  
海岸保全区域、自然公園及び県立の条例に基づきます自然公園  
の普通地域、千葉県のご環境保全条例に基づきます郷土環境  
保全地域、緑地環境保全地域、自然環境保全地域普通地域、  
それと鳥獣保護法に基づきます鳥獣保護地区、特定植物群落、  
それと最終処分場集中の回避ということで、埋め立て  
終了届けが提出されていないものにつきまして、最終  
処分場から1キロメートル以内のエリアについても除外  
することを考えております。

それで、その上で9ページでございますけれども、必要な面積、  
千葉県の場合は、それでも1.5ヘクタールと  
考えてございますが、確保できるなだらかな地形の土地  
を抽出させていただきたいと、土地の状況につきましては、  
空中写真等を用いて確認をさせていた

だきたい、と考えております。

ページをめくってください。10ページでございます。その上で、10ページの上の枠にありますけれども、生活空間との近接、水源との近接、自然度、指定廃棄物の保管状況からみて、望ましい土地を選定をしまいたいというふうに考えております。今回、国有地のみならず県有地、そして民有地も含めて幅広い県内全域を対象とすることから、必要面積を確保ができるといったような土地が非常に多数になる可能性がございます。そういう意味では、この適正評価方式により、まず優先的に検討すべき土地の絞り込みを行った上で、総合評価をしていきたい、というふうに考えてございます。

1ページおめくりいただいて、12ページでございます。この適正評価をし、総合評価をしていくということでございますけれども、国有地、民有地以外の場合は、実際の民間の土地所有者にお願いをしていくということになりますので、市町村への提示に先立ちまして、その所有者の方々に利用状況について内々に確認をさせていただくというプロセスを入れたい、というふうに考えてございます。

ページをおめくりいただきまして15ページでございます。今までのプロセスの中で、詳細調査の候補地を出していくわけでございますけれども、実際に詳細調査におきましては、必要な対策を検討し安全面で支障がないのかどうかということを確認をする、あるいは事業実施の観点から、実際の施工が可能であるのかどうかということを確認をさせていただきたい、というふうに考えております。具体的には、地質・地盤調査をやらせていただきたいと、このためのボーリング調査もやらせていただきたいと考えてございます。またアクセスという意味でも確認をさせていただきたいと思いますし、また土地の権利関係等につきましても、また地域によっては各種法令の手続が必要な場合もございますので、その点についても確認をさせていただきたいと思っております。

最後のページでございます。候補地の提示のやり方でございますけれども、総合評価の結果、絞り込まれました詳細調査を実施する候補地、これ1カ所が所在をいたします市町村に対し、環境省よりその旨を提示をし、選定経緯、評価結果について丁寧なご説明をさせていただければと思っております。その際、候補地の土地所有者につきましても、ご説明を申し上げたいと思っております。その上で、候補地選定経緯とか評価結果については公表させていただきたいと思っております。その上で、詳細調査に入りまして、詳細調査の結果による安全性の評価を行いたいと思っております。この評価につきましても、有識者会議による評価も仰ぎたいというふうに考えております。その上で1カ所最終的な候補

地を提示をさせていただければと思っております。今の概要ということでございますけれども、詳細につきましては、資料の別添2というところに書いてございます。

資料3でございます。先ほど資料2でご説明しましたとおり、本日も議論賜りたいというふうに考えております点、2点大きくあると思っております。

1つは、候補地の対象とする土地について。これにつきましては、幅広く選定を実施するという観点から、前回のご意見を踏まえまして、県内全域の利用可能な土地といったような考え方で案を提案させていただいているところでございます。

また、地域の実情に配慮して除外をするエリア、これに関してですけれども、国有地、県有地につきましては、従来のやり方で進めていいんだと思っておりますけれども、利用可能な土地というものがなかなか判断が難しい、あるいはより生活空間に近い場所も可能にする、地域のための検討の対象になるということになりますので、千葉県におきます最終処分場の立地環境等を定める基準を最大限尊重して、抽出条件を追加して検討しております。

この2点について、ご議論を賜ればと思っておりますのでございます。

私のほうからは以上でございます。

室石本部長：よろしゅうございますか。続きまして、資料4の説明をさせていただきます。座ってやらさせていただきます。よろしく申し上げます。

資料4でございますが、前回1月9日に資料5として地域振興策及び風評被害対策についてという題で、非常に簡単な概要をお示ししておりましたけれども、今回はそれをより具体的にした資料を用意いたしております。

まず最初にありますように、地域振興策及び風評被害対策は、政府全体でしっかりと対応するというところでございます。枠の中、1の地域振興策でございますけれども、最終処分場設置に当たりまして、地元自治体を実施する周辺地域振興や風評被害対策のための事業を支援するというものでございますが、少々補足いたしますと、東日本大震災からの復興・復旧の観点からというふうに書いてございますけれども、これは津波や地震の被害を受けた市町村、例えば特定被災地域に限るという意味ではなくて、現在どこであれ最終処分場を受け入れることになりました自治体が対象になるという意味でございます。

①が対象事業でございますが、周辺地域の振興や風評被害対策を目的として行われる幅広い事業ということで、例を3つ書いてございますけれども、これはあくまで例でござい

まして、幅広い事業ということでございますので、具体的には対象となった自治体と十分ご相談をさせていただきたいというふうに考えてございます。

②、③は実施形態、交付先になっておりますが、関連の支出にしばられることなく、使い勝手が悪くならないように基金を想定するという形を考えておりまして、基金を想定した自治体に交付するというように予定しております。

④につきましては、交付予算でございますが、5県で50億円という予算を確保いたしております。

ページをおめくりください。2番の風評被害対策でございます。枠の中にありますように、まずは風評被害が発生しないようにするということが一番大事でございますので、国のほうで施設の安全性のPRあるいはモニタリングの情報を積極的に公開させていただきます。また、万が一、風評被害が生じた場合は、国として責任を持って可能な限りの対策を講じるつもりでございます。

以下、これまでに実施している指定廃棄物についての説明や安全性のPRについて、ネットを通じたものであるとか、あるいは紙ベースでパンフレットを作りまして、配付をしているものとか、あるいは将来施設を設置することになった場合についても、これについて、3ページ目のほうですが、施設設置前からモニタリングを開始し、その後、モニタリング情報を積極的に公表していくといったことを予定しております。ただ、まだこれだけでは不十分だと思っております。十分これからも具体的なものを考え、実行していきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

浮島政務官：それでは、意見交換に移らせていただきたいと思います。

今、ご説明をさせていただきましたけれども、本日の会議で特にご議論のポイントなる事項につきまして、資料3のほうに千葉県における候補地の選定手法のポイントしてまとめさせていただいておるところでございます。本日はこの資料に沿って、まず進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

千葉県におきましては、これまでの市町村長会議でのご意見をたくさんいただいてまいりました。そのご提案を踏まえまして、先ほどご説明させていただきました資料2の7ページ及び8ページに記載させていただいているとおり、地域特性の配慮すべき事項として、次の2点を考慮する案について説明を今させていただいたところでございます。

まず初めに、この資料3の1点目、候補地の対象とする土地について、処分場の候補地の対象を国有地に限らず、県有地や民営地などを含めた県内全域とすること、そして2点目に地域の実情に配慮して除外するエリアについてでございますけれども、国有地、県有地以外の民有地等の選定に当たりましては、千葉県のご指導要綱を参考といたしまして、自然環境、風致の保全の観点や、最終処分場の回避の観点から除外するエリアを検討することとさせていただいたところでございますけれども、この2点につきまして、ご意見を賜りたいと考えておりますので、ご意見がございましたら挙手をしていただき、こちらからご指名をさせていただきますので、市町村名をお伝えいただいてからご発言をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

それではご意見ある方は挙手をお願いいたします。

ご意見いかがでしょうか。

ご意見ございませんでしょうか。

それでは、今ご説明させていただきましたけれども、民有地等含めまして活用可能な土地を対象とし、除外するエリアについてはこの案で進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

県の方から何かございますでしょうか。

諸橋副知事：県の方は、前回会議で、今おっしゃっていただきました案を、最初から国有林等に決め打ちするんじゃなくて、県内で最適地をお選びいただきたいということ、それから県の指導要綱に合う形でやっていただきたいということを申し上げましたわけでありまして、こういった県の意見や、これまで市町村から出されていますご意見につきまして、十分にご検討いただいたというふうに考えております。県といたしましては、千葉県における候補地の選定手法を確定していただきまして、国の専門的知見の元、県内の最適地選定に向け実施していただきたいというふうに考えております。

浮島政務官：ありがとうございます。

梶原部長：大変申し訳ございません。先程来、ご説明申し上げた資料につきましては、それほど前ではないんですが、数日前には皆様方のお手元に届くようにとらせていただいているところでございます。読んでいただいておりますのかなとも思います。何かありましたら。ご意見ありますでしょうか。

浮島政務官：はいどうぞ。

富津市：富津市です。前回の会議の後で、井上副大臣が報道陣の方の質問を受けたようですけれども、その中で複数の処分場にすると安全の確保ができないというお話をしたようですけれども、単数と複数でそれほど安全が確保しにくいのでしょうか。

井上副大臣：前回の会議の後のですね、記者のぶらさがりのことだと思いますが、すみません、正確にどういう表現を使ったかというのは記憶に定かではありませんけれども、やはり県内に1カ所設置することによって、集中的に安全に管理することができる、というふうには考えております。後は、候補地の選定という意味でも、やはり1カ所ではなく複数ということになりますと、それだけ複数の市町村にご負担をおかけするという事になって、その選定についても非常に困難があるだろうと、こういったような点からお答えした、というふうに記憶しております。

富津市：一ついいでしょうか。除外する地域についてですけども、保安林は含まれるんですか。

梶原部長：保安林につきましては、実は今回含んでおりません。というのは、保安林につきましては、国有林あるいは国有地の場合も同じなんでございますけれども、実は公益上許される場合は保安林であってもできる、ということになってございます。これはルールという形になってございます。その中の一つの典型として、今回私どもが考えているような施設等が入ってございまして、その意味から一つの国政上といいますか法律上のルールとして、保安林であるから除くということではなくて、今回もそのルールに従い、保安林は除いてはおりません。

富津市：その保安林の中に、例えば魚つき保安林、それとか水源函養保安林等があるんですよね。そういうものは当然除かれますよね。

梶原部長：今申し上げましたように、保安林という観点では除きませんが、評価の中で、水道水源からの距離でありますとか、そういったようなものにつきましては、点数付けをさせていただいて除くということを考えてございます。もちろん水道水源とかそういったようなものについては極めて重要だと考えておりますので、今、ご提案させていただいている施設につきましては、コンクリート等のしっかりとした遮断型の施設、排水の一切ない施設として施工に当たりましては大きなものを造らなくて、小さなものをセルという形でつなぐことによって、地震等にも強い形にするといったようなことで、堅牢な施設を造らせていただきたいというふうに考えてございます。それで、そういったような観点で、あるいはそういったようなやり方で、そういった水源に関しての対応をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

浮島政務官：はいどうぞ。

長生村：長生村です。こういう雰囲気の中で誤字・脱字の類を指摘するのはどうかと思っただんですが、今後もありますので。

資料2の6ページ、7ページなんですけれども、6ページの一番下に、廃棄物処理施設の立地等に関する基準、7ページのほうは、千葉県廃棄物処理施設等の立地に関するといって、「等」の位置が違うんですけど、どちらが正しいのか教えてください。

梶原部長：すみません、申し訳ございません。「等」の位置でございますけれども、「立地等に関する基準」でございます。大変失礼いたしました。申し訳ございませんでした。

浮島政務官：それでは、それぞれご意見があまりなさそうなので、県の方のご意見がございましたらどうぞよろしく願いいたします。

諸橋副知事：県の方は先程申し上げましたとおりでございます。

浮島政務官：よろしいですか。

はい、ありがとうございました。

本日は、千葉県におきます候補地の選定手法、そして提示方法等についてご説明をさせていただきますました。そしてご了承いただきましたこと、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

国がしっかりと責任を持って進めさせていただきたいと思っております。

それでは副大臣のほうから最後のご挨拶をお願いしたいと思います。

井上副大臣：ありがとうございました。

まだ予定していた時間、大分あるんですけども、特にご意見もないということでありましたので、最後に私のほうからご挨拶を申し上げたいと思っております。

本日ご提示をさせていただきました候補地の選定手法などの案について、基本的にご理解をいただいたと受けとめさせてもらいたい、というふうに思っております。今後この選定手法に基づいて、速やかに選定作業を進めていきたいと思っております。具体的に数カ月はどうしてもかかってしまうと思っておりますけれども、廃棄物処分場とも逼迫しておりますので、なるべく急いで取り組んでまいりたいというふうに思っております。そして詳細調査の候補地を提示した際には、環境省が候補地の所在する市町村に対し、候補地選定の経緯などを含め、丁寧に説明もさせていただきたいと考えております。今後詳細調査の候補地となった市町村におかれましては、ぜひ詳細調査の実施にもご協力をお願いしたいというふうに考えております。

本日はどうもありがとうございました。

浮島政務官：これで本日の市町村長会議を終わらせていただきたいと思いますけれども、知事のほうから一言よろしく願いいたします。

千葉県知事：ありがとうございます。本日はご議論をいただき誠にありがとうございます。

ただいま井上副大臣からお話があったとおり、千葉県における候補地の選定方法に基づき、今後選定作業が進められるということになりました。国におかれましては、最終処分場の早期確保に向けて対応をよろしく願い申し上げます。また、各市町村長におかれましても、本県の事情に基づいてご理解をいただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。



す。県といたしましても、できる限りのご協力はさせていただきます。どうかよろしくお  
願いを申し上げます。

浮島政務官：それではこれで本日の市町村長会議を終了させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。